

# 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

◎法改正に伴い、被扶養者の認定要件に「国内居住要件(国内に居住していること等)」が追加されました。(令和2年4月1日施行)

これに伴い、国内居住要件の例外に該当した場合は、次の添付書類の他に次頁の「国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類」が必要となります。

※外国籍の方は、住民票に在留カードに記載されている内容が省略(\*届出に個人番号記載時含)されている場合は、下記添付書類の他に「在留カードの写し」等が必要となります。

※被扶養者(異動)届に個人番号を記載している場合は、収入証明書等の添付が省略できます。

◎下記必要書類以外にも追加で書類の提出をお願いします場合があります。(個人番号を利用して情報照会を行った結果、必要事項が確認できない場合も含まれます。)

## ●同居要件なし

認定対象者		状況																			特記事項	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
		現況届	世帯全員の住民票	戸籍謄本	別居先の世帯全員の住民票	収入証明書	在学証明書	直近3ヶ月の給与明細・雇用契約書	雇用保険離職票1・2	退職証明書	雇用保険受給状況確認書	雇用保険受給資格者証の両面	公的年金通知・企業年金等	年金見込額照会回答票	確定申告書及び収支内訳書	廃業証明書	受給額が確認できる通知書	診断書、障害者手帳	パスポートの出入国記録のページ	理由書		
配偶者(注1)	婚姻(謄本にかわり婚姻届受理証明書でも可)																					
	専業主婦の方																					
	勤労収入がある方(アルバイト・パート含)						○															
	退職された方							○		○												
	退職された方(雇用保険未加入)								○													
	失業給付受給中又は終了者										○											
	年金受給者(遺族・障害年金含)	○※1	○※2	○※3	○※4	○※5							○									
	年金受給(遺族・障害年金含)申請中、受給予定													○								
	自営業や不動産収入等ある方														○							
	事業を廃業された方															○						
	傷病手当金・出産手当金受給者								○		○						○					
	病気療養中・又は障害者の方												○					○				
	帰国したばかりの方や 外国籍の方																		○	○		
	同居要件なし 子(注2)	出生～15歳(義務教育終了迄)																				
		学生の場合(通信制、定時制、大学院生除く)							○※6	○※6												
学生の場合(通信制、定時制、大学院生)								○	○※6													
勤労収入がある方(アルバイト・パート含)								○														
退職された方									○		○											
退職された方(雇用保険未加入)										○												
失業給付受給中又は終了者		○※1	○※2	○※3	○※4	○※5						○										
年金受給者(遺族・障害年金含)													○									
年金受給(遺族・障害年金含)申請中、受給予定														○								
自営業や不動産収入等ある方															○							
事業を廃業された方																○						
傷病手当金・出産手当金受給者									○		○						○					
病気療養中・又は障害者の方													○※6					○				
同居要件なし 実祖父母(注3)		勤労収入がある方(アルバイト・パート含)							○													
		退職された方								○		○										
	退職された方(雇用保険未加入)									○												
	失業給付受給中又は終了者										○											
	年金受給者(遺族・障害年金含)	○※1	○※2	○※3	○※4	○※5							○									
	年金受給(遺族・障害年金含)申請中、受給予定													○								
	自営業や不動産収入等ある方														○							
	事業を廃業された方															○						
	傷病手当金・出産手当金受給者								○		○							○				
	病気療養中・又は障害者の方												○※6						○			
同居要件なし 兄弟姉妹・孫	出生～15歳(義務教育終了迄)																					
	学生の場合(通信制、定時制、大学院生除く)							○※6	○	○※6												
	学生の場合(通信制、定時制、大学院生)							○	○※6													
	勤労収入がある方(アルバイト・パート含)								○													
	退職された方									○		○										
	退職された方(雇用保険未加入)										○											
	失業給付受給中又は終了者	○※1	○※2	○※3	○※4	○※5							○									
	年金受給者(遺族・障害年金含)													○								
	年金受給(遺族・障害年金含)申請中、受給予定														○							
	自営業や不動産収入等ある方															○						
	事業を廃業された方																○					
	傷病手当金・出産手当金受給者								○		○							○				
	病気療養中・又は障害者の方												○※6						○			

注1 内縁関係の場合は、内縁関係にある両人の戸籍謄本・被保険者世帯全員の住民票の添付が必要となります。

注2 配偶者(内縁関係)の子については、同居要件が必要となります。

注3 配偶者(内縁関係)の父母には、同居要件が必要となります。(次頁参照)

※1 現況届は必ず被保険者本人が記入してください。また、出生～中学生迄の方でも特記事項に該当する場合は、現況届を提出してください。

※2 個人番号を取得・異動届に記載しており、その情報照会により、「国内居住」「同居」及び被保険者との「続柄」が確認できる場合、省略可(戸籍謄本も併せて省略可)

※3 事業主が認定対象者の続柄を戸籍謄本等で確認した場合(被扶養者異動届の備考欄に「続柄確認」と記載してください。)\*又は住民票の添付により、被保険者との「続柄」が確認出来る場合は、省略可。

\*被保険者と名字が異なる場合は、被保険者との続柄が確認できる戸籍謄本・又は住民票が必要となります。

※4 被扶養者が被保険者と別居している場合は、「送金明細(直近の3ヶ月分)」と併せて提出してください。(被保険者の単身赴任による別居の場合は、備考欄に「単身赴任」と記載していただき戸籍謄本等省略可)

送金明細は、振込のとき預貯金通帳(写)、送金のとき現金書留(写)を添付してください。申立てのみの届出では認められません。

※5 個人番号が記載されている又は事業主が所得税法上の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族であることを確認した場合は省略可。(被扶養者異動届の備考欄に「控除対象者確認」と記載してください。)

収入証明書(市区町村発行のもの)は、金額がアスタリスクで表示されているものは受付できませんので、必ず金額の表示があるもの(収入金額がわかるもの)をご提出ください。

※6 収入がある場合は、提出してください。ただし、個人番号が記載されている又は事業主が所得税法上の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族であることを確認した場合、収入証明書は省略可。

(被扶養者異動届の備考欄に「控除対象者確認」と記載してください。)

●同居要件あり

認定対象者		状 況											19	理由書											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	特記事項				
		現況届	世帯全員の住民票	戸籍謄本	別居先の世帯全員の住民票	収入証明書	在学証明書	直近3ヶ月の給与明細・雇用契約書	雇用保険離職票1・2	退職証明書	雇用保険受給状況確認書	雇用保険受給資格者証の両面	公的年金通知・企業年金等	年金見込額照会回答票	確定申告書及び収支内訳書	廃業証明書	受給額が確認できる通知書	診断書・障害者手帳	パスポートの出入国記録のページ	理由書					
同居要件あり(注4)	配偶者の祖父母	勤労収入がある方(アルバイト・パート含)																			◎配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の源泉徴収票の写し、直近3ヶ月分の給与明細の写しが必要となります。				
		退職された方									○														
		退職された方(雇用保険未加入)											○												
		失業給付受給中又は終了者																							
		年金受給者(遺族・障害年金含)	◎	◎	◎		◎							○											
		年金受給(遺族・障害年金含)申請中、受給予定	◎	◎	◎		◎								○										
		自営業や不動産収入等ある方														○									
		事業を廃業された方															○								
		病気療養中又は障害者の方																							
同居要件あり(注4)	配偶者の子姪	出生～15歳(義務教育終了迄)																			◎配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の源泉徴収票の写し、直近3ヶ月分の給与明細の写しが必要となります。				
		学生の場合(通信制、定時制、大学院生除く)						○	○																
		学生の場合(通信制、定時制、大学院生)							○	○															
		勤労収入がある方(アルバイト・パート含)																							
		退職された方																							
		退職された方(雇用保険未加入)																							
		失業給付受給中又は終了者																							
		年金受給者(遺族・障害年金含)	◎	◎	◎		◎																		
		年金受給(遺族・障害年金含)申請中、受給予定	◎	◎	◎		◎																		
		自営業や不動産収入等ある方														○									
事業を廃業された方															○										
傷病手当金・出産手当金受給者																									
病気療養中又は障害者の方																									

注4 住民票に同一の住所表記があっても世帯が別(住民票で世帯分離)の場合は別居となります。

※7 現況届は必ず被保険者本人が記入してください。

※8 個人番号を取得・異動届に記載しており、その情報照会により、「国内居住」「同居」及び被保険者との「続柄」が確認できる場合、省略可(戸籍謄本も併せて省略可)。

※9 事業主が認定対象者の「続柄」を戸籍謄本等で確認した場合(被扶養者異動届の備考欄に「続柄確認」と記載してください。]又は住民票の添付により、被保険者との続柄が確認出来る場合は、省略可。

※10 個人番号が記載されている又は事業主が所得税法上の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族であることを確認した場合は省略可。(被扶養者異動届の備考欄に「控除対象者確認」と記載してください。)収入証明書(市区町村発行のもの)は、金額がアスタリスクで表示されているものは受付できませんので、必ず金額の表示があるもの(収入金額がわかるもの)をご提出ください。

※11 収入がある場合は、提出してください。ただし、個人番号が記載されている又は事業主が所得税法上の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族であることを確認した場合、収入証明書は省略可。(被扶養者異動届の備考欄に「控除対象者確認」と記載してください。)

○国内居住要件の例外(国外居住でも認められる場合)に該当する場合の添付書類

・次の例外該当事由は、日本国内に住所を有しないが「日本国内に生活の基礎がある」として取り扱いをいたします。

＜添付書類＞

例外該当事由	必要書類
①外国において留学をする学生	査証(写)及び在学証明書等
②外国に赴任する被保険者に同行する者	査証(写)及び海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証(写)及びボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個々の状況に応じて書類を提出していただくこととなります

※外国語で作成された書類については、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

○適用除外【国内居住でも認められない場合(特別な理由があるもの)】

・国内に住所を有しているが、滞在する目的(査証)が次の特定活動に該当する方は、被扶養者の適用除外(被扶養者とならない)に該当します。

- ① 病院もしくは診療所に入院して疾病、障害について医療を受ける活動またはその入院の前後にその疾病、障害について継続して医療を受ける活動を行う者
- ② ①の活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行う者
- ③ 一年を超えない期間滞り、観光、保養、その他これらに類似する活動を行う者

＜添付書類における確認事項＞

書類名	確認事項
世帯全員の住民票	国内居住要件、同一世帯にどのような人がいるかを確認するため 外国籍の方で、住民票に在留カードに記載されている内容がない場合は「在留カードの写し」を添付してください。また、在留資格が「特定活動」の場合は、内容が記載されている「指定書」も提出してください
戸籍謄本	被保険者との関係「続柄」(関係の記載が無い場合、その関係がわかる謄本もあわせて必要です)や現在の状況を確認するため
婚姻受理証明書	結婚と同時に扶養に入る場合は、婚姻日(=認定日)を確認する必要があるため
収入証明書(市区町村発行)	前年度の収入を確認するため
直近3ヶ月の給与明細写し	現在の収入を把握する事と、年間収入(12ヶ月分)を推測するため
離職票1・2(コピー)	退職した事を確認するため 失業給付受給中は被扶養者として認定しておりません。(ただし日額による) 受給する場合は、異動届(減)・被保険者証をご提出ください。
資格喪失確認通知書(ハローワーク発行)	退職した事を確認するため(離職票の交付を希望しなかった方)
退職証明書	退職した事を確認するため(雇用保険未加入者の場合、離職票が交付されないため)
雇用保険受給状況確認書	雇用保険の受給状況を確認します。(失業給付受給中は被扶養者として認定しておりません[ただし日額による])
雇用保険受給資格者証の両面	給付日額、認定(削除)日の確認のため
公的年金通知、企業年金通知	年金による収入を確認するため ※公的年金(遺族年金、障害者年金含む)の他、企業年金など任意の年金についても金額がわかる書類が必要です。
年金見込額照会回答票	同上
確定申告書及び収支内訳書の写し	自営業の方の総収入(総売上)及び経費の内訳(※)を確認するため(収入証明書には控除後の所得額しか記載されないため) ※必要経費から除外するものを確認するため
パスポート写(身分証明、出入国記録の欄)	日本に帰国したばかりで収入証明書が取れないという事を確認するため
在留カードの写し	海外から来日したばかりで収入証明書が取れないという事を確認するため 上陸許可年月日、在留資格等を確認するため ※在留カードの在留資格が「特定活動」の場合は、内容が記載されている「指定書」も提出してください。
診断書、身体障害者手帳の写し	働いていない、働けない理由を確認するため
理由書	働いていない、働けない理由を確認(過去・現在の状況及び今後の予定を書いてください。働いていてもご提出いただく場合があります。)